

今、何の病気が流行しているか！

【感染症発生動向調査事業から】

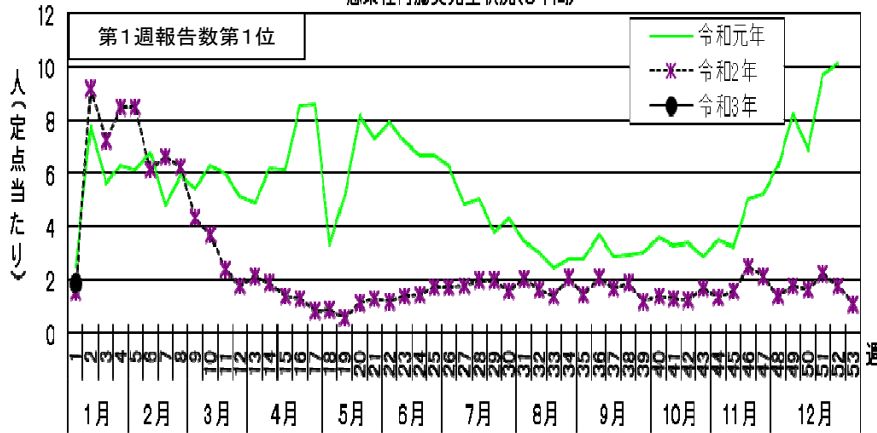
令和3年1月4日（月）～令和3年1月10日（日）〔令和3年第1週〕の感染症発生状況

第1週で定点当たり患者報告数の多かった疾病は、1) 感染性胃腸炎 2) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 3) 突発性発しんでした。
 感染性胃腸炎の定点当たり患者報告数は1.89人と前週（1.08人）から横ばいで、例年より低いレベルで推移しています。
 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の定点当たり患者報告数は0.49人と前週（0.39人）から横ばいで、例年より低いレベルで推移しています。
 突発性発しんの定点当たり患者報告数は0.43人と前週（0.22人）から横ばいで、例年並みのレベルで推移しています。

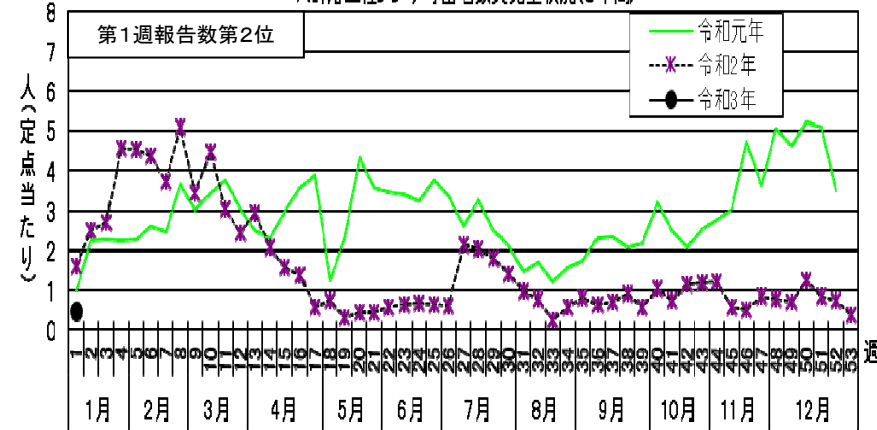


不要不急の外出は控えてください

感染性胃腸炎発生状況(3年間)



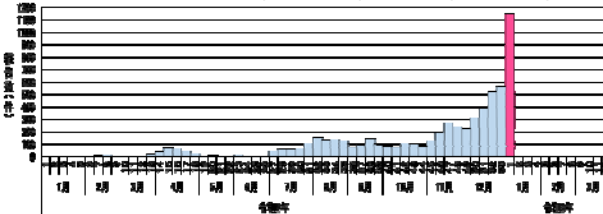
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎発生状況(3年間)



新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されました！

首都圏における新型コロナウイルス感染症の患者報告数が急増し、医療提供体制がひっ迫してきていることから、令和3年1月7日に埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県を対象に緊急事態宣言が発出されました。13日にはさらに2府5県が追加され、対象地域が拡大しました。今回の緊急事態宣言では、これまでの経験や知見などから、より効果的・集中的な対策が講じられています。川崎市においては、令和3年第1週（1月4日～1月10日）の新型コロナウイルス感染症の報告数は1000件を超え、1148件となりました。感染拡大を抑制するためには、一人ひとりの心掛けが重要です。不要不急の外出を自粛し、懇親会や飲み会は控え、人と人が密着する行動を避けるとともに、正しいマスクの着用や手洗いなどの感染対策を徹底しましょう。

川崎市における新型コロナウイルス感染症の診断週別発生状況(令和2年第1週～令和3年第1週)



今回の緊急事態宣言下における4つの対策

- ① 飲食店の営業時間短縮
- ② テレワークによる出勤7割減
- ③ 20時以降の外出自粛
- ④ イベントの人数制限

今回と前回の緊急事態宣言の違い

	今回の緊急事態宣言 (11都府県)	前回の緊急事態宣言 (特定警戒都道府県*)
外出や移動	・不要不急の外出や移動の自粛 ・特に20時以降の外出自粛の徹底	・「最低7割、権力8割程度の接触機会 の低減」を目指す。 ・都道府県をまたいだ人の移動の自粛 ・繁華街の接待を伴う飲食店への外出 の自粛
施設の利用	・飲食店に対する営業時間の短縮 (20時までとする。ただし、酒類の提供 は11時から19時までとする。) ・遊技場や大規模な店舗などに対して も、飲食店と同様の働きかけ	・感染拡大につながるおそれのある施設 に対して使用制限の要請を求める。
イベント等の開催	・5000人以下かつ収容率50%まで ・飲食の制限	・比較的少人数のイベント等も含め、 主催者に慎重な対応を求める。
学校(大学、高専、 専門学校、幼稚園 等も含む。)	・一律休業は求めず、感染防止対策の 徹底を要請 ・懇親会や飲み会の注意喚起 ・部活動における感染リスクの高い活動 の制限	・感染防止対策の徹底を要請(一律の 臨時休業は求めない。)

* 特定警戒都道府県: 東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県